

福祉有償運送の実施に係る登録基準及び福祉有償運送運営協議会協議要領

大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会

道路運送及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送に係る諸規定に照らし、大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録の基準及び協議会において協議すべき事項について以下のとおり定める。

1 運送の主体

運送の主体は、道路運送法施行規則第48条で規定する次に掲げる非営利法人等にあつては定款に、また財団法人にあつては寄附行為に、当該運送を行う旨の記載があることを要する。

- ・ NPO法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 社団法人、財団法人
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 商工会議所、商工会
- ・ 認可地縁団体（自治会、町内会）
- ・ 権利能力なき社団
- ・ 労働者協同組合

2 運送の区域

運送の発地又は着地のいずれかが会員（「4. 旅客の範囲」に定める会員をいう。）の住所地の市町とする。ただし、市町の区域をまたがる場合は、運営協議会でその理由等を審議のうえ可否を決する。

3 旅客から収受する対価

旅客から収受する対価の目安は、当該地域におけるタクシー運賃の約8割とし、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内とする。具体的には、以下のとおり取り扱うものとする。

<運送の対価>

- ・ 運送の体系は、距離制と時間制によるものだけでなく、必要があれば両者の組合せや定額制によるものを設定することも可能とする。
- ・ 初乗り運賃に関しては、短時間及び短距離の利用者に対してもタクシー運賃の約8割を目安とする。
- ・ 複数乗車（いわゆる「相乗り」）については、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額、又は平均乗車人員を算出して、その人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して約8割を目安とした額にあると運営協議会で認められる場合可能とする。

<運送の対価以外の対価>

- ・ 迎車回送利用料金は、個別の案件ごとに運営協議会で審議する。
- ・ 待機料金は、個別の案件ごとに運営協議会で審議する。
- ・ 介助料金は、個別の案件ごとに運営協議会で審議する。
- ・ キャンセル料金は、現地に到達してからのキャンセルなどは設定可能とする。金額等については、個別の案件ごとに運営協議会で審議する。
- ・ 添乗料は、介助が必要な方で利用者の要請により2名以上で行く場合とし、個別の案件ごとに運営協議会で審議する。
- ・ 設備使用料は、原則として認めない。

4 旅客の範囲

旅客の範囲は、旅客の住所地が北摂ブロック内であり、あらかじめ登録した会員及びその付添人とし、会員は、以下に掲げる者のうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者でなければならない。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要支援又は要介護認定を受けている者
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・ 肢体不自由、内部障害、精神障害又は知的障害により、単独では公共交通機関を利用することが困難な者
- ・ 上記のほか、単独では公共交通機関を利用することが困難であると協議会で認められた者

5 使用する自動車

(1) 使用車両は、法人等が所有している乗車定員11人未満の以下に掲げる自家用自動車であることを要する。ただし、契約等により使用権原及び運送に伴う責任が法人等にあることを定めている場合は、ボランティア個人の持ち込み車両についても使用可とする。

- ・ 寝台車
- ・ 車いす車
- ・ 兼用車
- ・ 回転シート車
- ・ セダン車

(2) セダン車については、移動制約者の状況や運行管理の体制等について個別の案件ごとに運営協議会で審議する。

6 運転者等

(1) 運転者は、自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診し、運転に関し特に支障がないと認められる者であり、かつ、以下に掲げるいずれかの要件を備える者でなければならない。

- ・ 第2種運転免許を有しており、その効力が停止されていない者
- ・ 第1種運転免許を有しており、その効力が2年以内において停止されていない者であって、

国土交通大臣が認定する講習を修了している者。ただし、新規登録後において運転者が運転免許停止以上の処分を受けた場合は、自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除されれば、この限りではない。

- (2) セダン車を使用する場合には、(1)に加え、運転者又は同乗者のいずれかが次に掲げる要件を備えた者でなければならない。
- ・ 介護福祉士の登録を受けていること。
 - ・ 介護保険法におけるヘルパー研修又は障害者自立支援法に基づく障害ヘルパー研修の修了証明書の交付を受けていること。
 - ・ 国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」を修了していること。
 - ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が行う「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者であること。
- (3) 運転者の追加については、協議会において協議が必要であるが、緊急の場合、協議会委員への意見照会の持ち回りにより合意を得ることも可能とする。

7 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していなければならない。

また、乗降介助時等の移動していない場合における事故についても、補償を受けることができる保険等に加入しておくことが望ましい。

8 運行管理

(1) 道路運送法施行規則第51条の17に規定する業務を行う運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制の整備をおこなわなければならない。

なお、1事業所の車両が5両以上の場合、運行管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任しなければならない。

- ・ 運行管理者資格を有する者
- ・ 運行管理者試験の受験資格を有する者
- ・ 安全運転管理者の要件を満たす者

(2) 道路運送法施行規則第51条の18の1項に規定する飲酒確認については、アルコール検知器を使用することが望ましい。

9 整備管理

整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制の整備を行わなければならない。

なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。

- ・ 自動車整備士資格を有する者
- ・ 整備管理者選任前研修を受けた者 等

10 事故時の対応

事故が発生した場合の対応にかかる責任者を選任するとともに、関係先（警察、消防、市町）との必要な連絡体制の整備を行わなければならない。

1.1 苦情処理体制

苦情等の適切かつ迅速な対応が行えるよう体制の整備を行わなければならない。

1.2 その他

この要領に定めるもののほか、登録の基準及び協議会において協議すべき事項に関し必要な事項は、協議会が協議し定める。

附 則

この取扱いは、平成18年10月1日以降に提出があった申請書案から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成22年8月6日以降に提出があった申請書案から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成23年7月14日以降に提出があった申請書案から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成26年10月9日以降に提出があった申請書案から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成30年7月11日以降に提出があった申請書案から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、令和元年10月5日以降に提出があった申請書案から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、令和4年10月1日以降に提出があった申請書案から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、令和6年2月29日以降に提出があった申請書案から適用するものとする。